

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第十号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年三月九日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：広島県知事（社会援護課）

諮問日：令和6年8月19日

（令和6年度諮問第4号）

答申日：令和8年2月17日

（令和7年度答申第10号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和4年5月9日付け及び同年5月31日付けで審査請求人から提起のあった、同年3月16日付け及び同年5月11日付けでA市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による保護変更決定処分2件（以下、同年3月16日付けで行われた保護変更決定処分を「本件処分1」といい、同年5月11日付けで行われた保護変更決定処分を「本件処分2」という。）に対する審査請求（以下、本件処分1に対する審査請求を「審査請求1」といい、本件処分2に対する審査請求を「審査請求2」という。）について、棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（社会援護課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和6年7月4日付け5審理第29号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和6年8月19日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求1及び審査請求2は、いずれも棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容のとおりである。

イ 判断

審理員意見書記載内容のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求1及び審査請求2には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求1及び審査請求2には、理由がないから、いずれも行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人は、次の事項等により本件処分1及び本件処分2が違法又は不当であるとしているものと考えられる。

ア 本件処分1について

母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費のほか期末一時扶助及び冬季加算が削除されたこと。

イ 本件処分2について

児童扶養手当の認定が削除されたこと。

(2) 基本的事項

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされ、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

イ 法第25条第2項によると、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。

ウ 年齢改定について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号。以下「局長通知」という。)第10の1の(1)及び(2)において、「保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること」とされ、「4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行うこと」とされている。

(3) 本件処分1及び本件処分2が違法又は不当であるか否かについて

ア 本件処分1について

母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費などの削除について

(ア) 母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費の要件については、保護

基準の内容として、これらは、法第8条第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされているところの「厚生労働大臣の定める基準」に当たるから、処分庁は、同項の規定に基づき、保護基準に従って保護を行う必要がある。

- (イ) そこで、本件処分1において、審査請求人による長女の養育に係るこれらの扶助が削除されたことに対する当該保護基準の適用関係についてみるに、次の事実が認められる。
- a 母子加算については、障害者加算を行う者の養育に該当する場合を除き、その養育に係る児童の「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」（保護基準別表第1・第2章・8・(3)）行うとされているところ、平成〇年〇月〇日生まれの長女に係る「18歳に達する日以後の最初の3月31日」は、令和4年3月31日であったから、障害者加算を行う者の養育に該当する場合を除き、審査請求人世帯は、同日の満了をもって母子加算の対象外となったこと。
 - b 児童養育加算については、養育に係る母子加算の年齢要件と同様である（ただし、障害者加算を行う者の養育に係る場合の特例制度はない。）（保護基準別表第1・第2章・6・(1)）から、母子加算と同様、審査請求人世帯は、令和4年3月31日の満了日をもって児童養育加算の対象外となったこと。
 - c 高等学校等就学費については、「原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。」（局長通知第7・8・(2)・イ・(ア)）とされ、また、「休学した場合については、休学期間中の給付は行わないが、休学期間が終了し、復学した場合には引き続き高等学校等就学費の給付を行うこと。」（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-152）とされているところ、長女は、令和4年1月1日から休学しており、同日以降、高等学校等就学費の認定外となったこと。
- (ロ) 前記(イ)の事実関係に照らせば、本件処分1に係る母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費についての処分庁の判断に関しては、長女に係る年齢区分の変更、母子加算及び児童養育加算の削除並びに高等学校等就学費の削除、これらいずれの変更事由に係る事実の認定においても、その判断について不合理とすべき点を指摘することはできず、また、いずれも関係法令等の定めを正しく適用したものであり、違法・不当な点は認められない。
- (ハ) また、期末一時扶助及び冬季加算の削除についても、いずれも保護基準に従い適正になされており、その判断について不合理とすべき点を指摘することはできず、関係法令等の定めを正しく適用したものであり、違法・不当な点は認められない。

イ 本件処分2について

児童扶養手当認定額の削除について

(ア) 児童扶養手当については、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者を除き、父母が婚姻を解消した児童の母が当該児童を監護する等の場合に、当該母に対し、その監護に係る児童の「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「児扶手法」という。）第3条）支給されるものである。

また、児童扶養手当の支給は、受給資格者が児扶手法第6条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる（児扶手法第7条第1項）とされ、同手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う（児扶手法第7条第3項）とされている。

さらに、国民年金法（昭和34年法律第141号）、児扶手法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定する（局長通知第8・1・(4)・ア）こととされている。

(イ) 処分庁は、審査請求人の長女が18歳に到達してから最初の3月31日を迎えたとして、児童扶養手当の最終支給月が令和4年3月分で最後になることから、同年3月分の収入認定を行っている同年5月の翌月である同年6月1日を実施日として同手当の収入認定を削除し、削除した同手当の額と同額を生活保護費から支給する本件処分2を行うことを決定し、同年5月11日付け保護決定通知書（以下「本件処分通知2」という。）により審査請求人に通知した。

(ウ) 本件処分2についての処分庁の判断に関しては、長女に係る年齢区分の変更、児童扶養手当の収入認定の削除等、これらのいずれの変更事由に係る事実の認定においても、その判断について不合理とすべき点を指摘することはできず、また、いずれも関係法令等の定めを正しく適用したものであり、違法・不当な点は認められない。

ウ 審査請求人は、前記(1)のほか、第2の1のとおり種々主張するが、本件処分1及び本件処分2の内容について具体的に違法又は不当を述べているものとは認められず、いずれも審査請求1及び審査請求2の結論には影響がない。

エ 審査請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 付記

処分庁が、令和4年4月14日に決定した保護変更決定処分については、本件審査請求の対象ではないが、次のとおり付記する。

当該処分は、長女が令和4年1月1日から休学していることは間違いないものの、

手続が遅れたため、同年3月4日まで就学していたことを確認し、学校生活において必要な支出があったと考えられるとして、令和4年1月から同年3月までの高等学校等就学費（基本額）計15,900円について支給することとし、行われたものである。

しかしながら、高等学校等就学費の給付期間は、原則として、その学校における正規の就学年月数とされており、休学した場合は、休学期間中の給付を行わないが、休学期間が終了し、復学した場合は、引き続き高等学校等就学費の給付を行うこととされている（問答集問7-152・答）。

処分庁においては、ケース記録票に、復学時に同期間に相当する期間（3か月）の基準額の計上は行わないとする旨記載されているとおり、長女の高等学校等就学費の給付期間がその学校における正規の就学年月数となるように、適正な事務処理に努められたい。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和6年8月19日）
- 2 第1回審議（令和7年11月7日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和7年12月23日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 4 第3回審議（令和8年2月17日）
答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第25条

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。

(2) 児扶手法

第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

(1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合

合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

第7条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（第13条の3第1項において「支給開始月」という。）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(3) 保護基準

別表第1 生活扶助基準

第2章 加算

6 児童養育加算

(1) 加算額（月額）

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、高等学校等修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）1人につき10,190円とする。

8 母子加算

(1) 加算額（月額）

		児童 1 人	児童が 2 人の場合に加える額	児童が 3 人以上 1 人を増すごとに加える額
在宅者	1 級地	18,800円	4,800円	2,900円
	2 級地	17,400	4,400	2,700
	3 級地	16,100	4,100	2,500
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		19,350	1,560	770

- (3) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。）を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。（略）

別表第7 生業扶助基準

1 基準額

高等学校等就学費 基本額（月額） 5,300円

別表第9 地域の級地区分

1 1 級地

(2) 1 級地－ 2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名
(略)	(略)
広島県	A市 (略)
(略)	(略)

(4) 局長通知

第7 最低生活費の認定

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(2) 技能修得費

イ 高等学校等就学費

(ア) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金

又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

第10 保護の決定

1 年齢改定

(1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替は、毎年1回4月1日に行うことができること。

(2) 4月1日に行う切替は、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行うこと。

(5) 問答集

問7-152 留年、中退、休学、転校時における高等学校等就学費の取扱い

(問) 留年、中退、休学、転校時における高等学校等就学費の取扱如何。

(答) 高校就学中の者が留年した場合については、高等学校等就学費の給付期間が原則としてその学校における正規の就学年月数とされていることから、留年中の期間については、原則として給付対象外とするものである。(略)

休学した場合については、休学期間中の給付は行わないが、休学期間が終了し、復学した場合には引き続き高等学校等就学費の給付を行うこと。(略)

なお、中退や休学の場合において、基本額等が数箇月単位で一括給付されている場合、中退した翌月以降に係る保護費を月割で返還させることとなるが、既に給付された保護費がやむを得ない事由によって消費されている場合については、返還は要しないこととして差し支えない。

(6) A市においては、A市福祉事務所設置条例（平成〇年A市条例第〇号）第〇条の規定により設置された福祉事務所において、保護の決定、実施等の事務を行うこととされている（A市事務組織規則（昭和〇年A市規則第〇号）第〇条）。

(7) 保護の実施等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

(8) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、局長通知及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号各都道府県・各指定都市民生主管部（局）長あて厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされている。

(9) また、厚生労働省から示されている問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として本件の適用に関して合理的なものである

と認められる。

- (10) 法第25条第2項に基づく職権による保護の変更決定処分を行うに当たっては、処分庁は、保護基準、次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知を行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の処分基準であると位置付け、公にしている。
- (11) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 事実認定

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 平成31年3月19日、審査請求人は、審査請求人と長女の二人世帯としての保護（審査会注：法第2条に規定する保護をいう。）を処分庁から受給することを開始した。

イ 長女は、令和〇年〇月〇日に18歳に到達した。

ウ 処分庁は、令和4年3月1日にB高等学校に架電し、長女が同年1月1日から休学していることを確認した。

エ 処分庁は、前記イ及びウを踏まえて、令和4年3月15日に同年1月1日を実施日として高等学校等就学費（基本額）5,300円を削除し、並びに同年4月1日を実施日として母子加算18,800円及び児童養育加算10,190円を削除する本件処分1を行うことを決定し、同年3月16日付け保護決定通知書により審査請求人に通知した。

オ ただし、処分庁は、令和4年4月14日に再度、B高等学校に架電し、長女は、同年1月1日から休学しているが、決定までの手続に時間を要し、実際には同年3月4日まで授業を受けていたことを確認したとして、同年1月から同年3月までの高等学校等就学費（基本額）計15,900円について追加支給する保護変更決定処分を行うことを決定し、審査請求人に通知した。

カ 審査請求人は、令和4年5月9日付けで広島県知事に対し審査請求1を行った。

キ 処分庁は、令和4年5月11日、前記イにより児童扶養手当を支給すべき事由が消滅したとして、同年3月分43,160円について収入認定を行っている同年5月の翌月である同年6月1日を実施日として収入認定額を削除し、削除した児童扶養手当と同額を生活保護費から支給する本件処分2を行うことを決定し、本件処分通知2により審査請求人に通知した。

ク 審査請求人は、令和4年5月31日付けで広島県知事に対し審査請求2を行った。

ケ 審理員は、令和5年6月6日付けで審査請求1及び審査請求2の審理手続を併合した。

(2) 判断

ア 本件処分1（母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費などの削除）

について

(ア) 母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費について

- a 法第8条第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされているところ、母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費の各要件は同項の「厚生労働大臣の定める基準」に当たるから、処分庁は、上記各要件に従って保護を行う必要がある。

そこで、審査請求人による長女の養育に係る母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費が削除されたことに対する上記各要件の適用関係についてみるに、次の事実が認められる。

(a) 母子加算について

母子加算は、障害者加算を行う者の養育に該当する場合を除き、その養育に係る児童の「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」（保護基準別表第1・第2章・8・(3)）行うとされているところ、平成〇年〇月〇日生まれの長女に係る「18歳に達する日以後の最初の3月31日」は、令和4年3月31日であったから、障害者加算を行う者の養育に該当する場合を除き、審査請求人世帯は、同日の満了をもって母子加算の対象外となったこと。

(b) 児童養育加算について

児童養育加算は、養育に係る母子加算の年齢要件と同様である（ただし、障害者加算を行う者の養育に係る場合の特例制度はない。保護基準別表第1・第2章・6・(1)）から、母子加算と同様、審査請求人世帯は、令和4年3月31日の満了日をもって児童養育加算の対象外となったこと。

(c) 高等学校等就学費について

高等学校等就学費は、「原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。」（局長通知第7・8・(2)・イ・(ア)）とされ、また、「休学した場合については、休学期間中の給付は行わないが、休学期間が終了し、復学した場合には引き続き高等学校等就学費の給付を行うこと。」（問答集問7-152）とされているところ、長女は、令和4年1月1日から休学しており、同日以降、高等学校等就学費の認定外となったこと。

なお、処分庁は、長女が正規の休学期間に入った後も一定期間、授業を受けていた事実を確認したため、その期間の高等学校等就学費を支払っているが、この点については審査請求の対象とされていないため、本件審査請求1の争点ではない。

- b 前記(a)ないし(c)の事実関係に照らせば、長女に係る年齢区分の変更、母

子加算及び児童養育加算の削除並びに高等学校等就学費の削除については、①これらいずれの変更事由に係る事実の認定について不合理とすべき点を指摘することはできず、また、②いずれも関係法令等の定めを正しく適用したものであり、本件処分1に係る母子加算及び児童養育加算並びに高等学校等就学費についての処分庁の判断に違法・不当な点は認められない。

(イ) 期末一時扶助及び冬季加算の削除について

本件処分1に係るその余の点である期末一時扶助及び冬季加算の削除についても、いずれも保護基準に従い適正になされており、その判断について不合理とすべき点を指摘することはできず、関係法令等の定めを正しく適用したものであり、本件処分1に係るこの点についての処分庁の判断に違法・不当な点は認められない。

イ 本件処分2（児童扶養手当認定額の削除）について

- (ア) 児童扶養手当については、20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者を除き、父母が婚姻を解消した児童の母が当該児童を監護する等の場合に、当該母に対し、その監護に係る児童の「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」（児扶手法第3条）支給されるものである。

また、児童扶養手当の支給は、受給資格者が児扶手法第6条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる（児扶手法第7条第1項）とされ、同手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う（児扶手法第7条第3項）とされている。

さらに、国民年金法、児扶手法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定する（局長通知第8・1・(4)・ア）こととされている。

- (イ) 処分庁は、審査請求人の長女が18歳に到達してから最初の3月31日を迎えたとして、児童扶養手当の最終支給月が令和4年3月分であることから、同年3月分の収入認定を行っている同年5月の翌月である同年6月1日を実施日として同手当の収入認定を削除し、削除した同手当の額と同額を生活保護費から支給する本件処分2を行うことを決定し、本件処分通知2により審査請求人に通知した。

- (ウ) 長女に係る年齢区分の変更、児童扶養手当の収入認定の削除等については、①これらのいずれの変更事由に係る事実の認定について不合理とすべき点を指摘することはできず、また、②いずれも関係法令等の定めを正しく適用したものであり、本件処分2についての処分庁の判断に違法・不当な点は認められない。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、るる主張するが、本件処分1及び本件処分2の内容について具体的に違法又は不当を述べているものとは認められず、いずれも審査請求1及び審査請求2の結論には影響がない。

エ 審査請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の前記主張はいずれも理由がない。

本件処分1及び本件処分2には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	井	上	嘉	仁
委員	保	志	明	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。